

令和5年 第5回松田町議会臨時会 会議録

令和5年10月25日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	浄泉和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総 務 課 長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長	川本博孝	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観 光 経 済 課 長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	_____	_____

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石井友子	書 記	島 秀 明
---------	------	-----	-------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議案第 39 号 工事請負契約の変更について（令和 4 年度松田町立松田中学校校舎
大規模改修工事（その 1）（繰越明許））
- 日程第 5 議案第 40 号 令和 5 年度松田町一般会計補正予算（第 4 号）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。長らくの酷暑から一転、朝夕の冷え込みが厳しくなっておりましたが、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る10月19日、松田町告示第87号により令和 5 年第 5 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

I C Tを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可いたします。

なお、クールビズ期間ですので、上着などは適宜着脱してください。

それでは議事に入らせていただきます。

ただいまの出席議員は、議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(9時00分)

本日の記事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程 1 「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。
3 番 吉田功君、4 番 中津川定雄君の両名をお願いいたします。

議 長 日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。
この臨時会を開催するに当たりまして、本日10月25日、午前 8 時 30 分より議会

運営委員会が開催されました。その結果を委員長より報告お願いいたします。

議会運営委員会委員長 飯田一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和5年第5回松田町議会臨時会の招集に当たり、10月25日、午前8時30分より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日10月25日の1日間とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「議案第40号令和5年度松田町一般会計補正予算（第4号）」を行います。

審議いただく議案は2件です。議案第39号工事請負契約の変更について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許））でございますが、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会に提案されたものです。質疑を行い、即決でお願いいたします。

議案第40号令和5年度松田町一般会計補正予算（第4号）については、健康福祉センター3階休憩室のエアコン設置工事に伴う補正予算を提案されたものです。質疑を行い、即決でお願いします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら他の委員から補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、令和5年第5回松田町議会臨時会の会期は本日10月25日の1日だけと決定いたしました。

議長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町長 皆さん、おはようございます。日増しに秋が深まっている感じで、朝夕随分

と寒くなる今日この頃ですけれども、議員各位の皆様方におかれましては、ますますの御健勝のことと心からお喜び申し上げます。

さて、去る10月19日に令和5年第5回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用な中、議員全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催できますことを、まずもって厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

第4回臨時会後の事業や行事などについては、12月定例会において御報告をさせていただきますので、御了承願います。

本日の臨時会でございますが、議案第39号工事請負契約の変更について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許））については、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会に提案するものでございます。

次に、議案第40号令和5年度松田町一般会計補正予算（第4号）については、健康福祉センター3階休憩室のエアコン設置工事に伴い、議会に提案するものでございます。この案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願い申し上げます、私からの行政報告とさせていただきます。本日は1日よろしくお願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「議案第39号工事請負契約の変更について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第39号工事請負契約の変更について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許））。

令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許）の請負について、次のとおり契約を変更するものとする。

1、契約の目的。令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許）

2、請負代金額。原契約金額に対する変更額。金1,839万3,540円増額。

3、契約の相手方。神奈川県秦野市松原町2番地5号、株式会社関野建設
代表取締役 関野滋一。

4、変更の理由。工事着手に伴い、外部足場を設置後、外壁の詳細調査を実施したところ、外壁改修工の改修箇所が設計数量よりも増加したことによるもの。

令和5年10月25日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第39号工事請負の変更について御説明させていただきます。恐れ入ります、1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。工事請負変更契約書の写しでございます。

今回の変更契約につきましては、外壁改修工の数量増加に伴う請負金額の増額による変更契約になります。議会の議決を受けるべき5,000万を超える工事請負契約のため、提案させていただくものでございます。

恐れ入ります、中段の(1)を御覧ください。(1)請負代金金額につきましては、原契約金額に対する変更額といたしまして、1,839万3,540円の増額でございます。

(2)の工期につきましては、工事完了日について令和6年1月31日を令和6年3月29日に変更するものでございます。

(3)の内容につきましては、工事着手に伴い、外部足場を設置後、外壁の調査を実施したところ、外壁改修工の改修箇所が設計数量よりも増加したことによる金額増額及び工期延長でございます。

契約につきましては、議会の議決をもって本契約とするものでございます。

請負者につきましては、神奈川県秦野市松原町2番地5号、株式会社関野建設 代表取締役 関野滋一でございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、参考資料2でございます。こちらは当初の契約の契約締結日を議会の議決を受けた日とした旨を請負業者、請負者に通知した写しでございます。

恐れ入ります。さらにもう1枚おめくりください。参考資料3になります。こちらは、当初の工事請負契約書の写しになります。

恐れ入ります。さらにもう1枚、よろしくお願ひいたします。4枚目になります。こちらはですね、参考資料の4はですね、先般の10月5日の議会全員協議会に提出した資料でございます。4番の追加変更見込み概算額（税込み）でございますが、追加変更契約額2億4,362万5,800円（追加工事見込額1,839万3,540円）の赤字の部分が前回お示しした資料から変更になった箇所でございます。

恐れ入りますが、裏面をお願いいたします。6番の実質負担額について（参考）でございます。下段の表になりますが、こちらも当初予算と変更契約見込額の赤字部分も同様に、前回の資料から変更になった箇所でございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 2点ございます。まず1点目はですね、議案第39号の議案書についてです。2枚目の参考資料1の中で、変更する項目の中には請負代金額と工期、内容というふうに書いてあります。この工期の変更というのは、この議案第39号の中に変更額で請負代金額だけしか記載をしてありません。これで適正なのかどうなのかということです。

2点目といたしましては、変更の理由の中で、外壁の詳細調査を実施したところ、外壁改修工の改修箇所が設計数量よりも増加したということでありまして。この金額的には大分高額なですね、契約の中で、当然大規模改修ということですので、どういったところが改修が必要なのか。それらはですね、その前の委託契約等の中で、どのように調査をされているのか。それでも分からなかったということのですね、理由とですね、箇所数が設計数量よりも増加したというふうに書いてありますので、外壁改修工の箇所数がどのように増加をしたのか

についてお伺いをいたします。

総務課長 ただいま井上議員の質問に、1点目の質問にお答えさせていただきます。議案のほうの変更理由のほうに工期のほうが明記されていないというのはどうなのかということだと思いますが、そもそも今回、議会の議決を得る工事請負の提案書にはですね、契約の目的、方法、金額、相手方を明記すれば基本的にはそれで議案として成り立つ形になっておりますので、今回工期のほうについては当初契約のほうにおいても工期のほうは明記をさせていただいておりませんので、今回議案のほうからも割愛をさせていただいているところでございます。以上です。

教育課長 それでは、2点目の御質問のほうにお答えをいたします。設計委託ではどのような調査をしたのかということでございます。設計時は目視による外壁の調査を行いました。今回施工するに当たりましては、高所であったり軒下等ですね、実際に足場を組んで外壁を確認したところ、やはり小さい亀裂箇所を含め、想定よりも多く改修箇所が発見されたということでございました。放置すると破片の落下等も想定される中で、安全面に配慮して施工するものでございます。また、外壁の具体箇所数ということでございますが、浮き部の補修の部分は当初180ぐらいだったものが、1,122平米、また…そこは面積ですね。面積で設計をさせていただいております。また、モルタルの欠損というんでしょうね、ひび割れとかそういったものは、当初そこは面積だけだったんですけれども、実際に数としては4,000か所ぐらいあるということでございます。以上でございます。

9番井上 まず1点目ですね、ちょっとよく分からないんですけれども、当初契約というのは参考資料の3ですよ。その中には工期というのがね、入ってないというふうに言われましたけれども、入って、この議案の中ですね、参考資料3にはですね、3番で工期ということで入っています。私には入っているように見えるんですけれども、いかがかと。

あと2点目のほうはですね、この180平米から1,122平米に増えたというところがですね、基本的に税金で行う事業の中で、足りなかったから増やしたとい

うのはですね、あまりにもその辺の精査、対象のですね、当初設計の精度が低かったのではないかなというふうに。例えば180か所が高所をやったので…180平米が200平米になったということであればですね、その辺はその程度の誤差は出てくるのかなというふうには理解しますが、これだともう何倍ですかね、1,122平米に増加をしたというところがですね、当初の調査がどうしても高所だということも勘案してもですね、本当にそういったところを調査をして設計をしたのか。それとも、単に目視点検だけでやって、その部分はこういうふうな実際に足場を組んでからの対応というふうなことで対応をしようとしたのかについてですね、再度説明をお願いをしたいと思います。

総務課長 まず1点目の御質問でございます。請負契約書ではなくて、前回御提出させていただいた議案のほうでございます。議案のほうには契約の目的、方法、請負代金額、契約の相手方しか記載されておられませんので、それに伴って同様に今回の変更の議案もそれに伴った形で対応させていただいているところがございます。以上です。

教育課長 それでは回答させていただきます。やはり当初の設計というのが、どうしても目視ということになりまして、足場を組んで実際に近くで見て、またたたいてとかですね、そういったもので判断をしていく部分がどうしてもございますので、やはり当初、なかなかここまであらかじめですね、設計書の中に入れるというのは難しかったのかなというふうに考えております。以上でございます。

9番井上 分かりました。じゃあ、まず1点目のほうはですね、この議案のほうには工期が載っていなかったから、当初のですね、議会の議決を要する議案については載っていなかったと。多分、そのときは議決をしないと工期が定まらないために載っていなかったのではないかなと私は理解しているんですけども、それは載らないということが適正なのかについてですね、適正であるということであれば、そういった旨をお答えをしていただきたいと思います。

2点目のほうはですね、やはり費用的に足場を組んで詳細に調査をすれば、今回のような変更契約は防げたのかもしれないけれども、やはり経費がかかるという…足場を組むとですね、大分経費がかかるというふうには想像できます

ので、そういった経費を考慮して対応されたのかなというふうに想像しますが、それについてもですね、お伺いをいたします。

総務課長 再度御説明させていただきます。まず工事の契約の議案につきましては、契約の目的、方法、金額、相手方、それを記載すれば議案として成立するので、それ以外のものは記載する必要はないということでございます。それとあと参考資料として、今回一応工事契約を、請負契約を提出させていただいておりますので、あくまでも参考資料ということで御理解いただければと思います。以上です。

教育課長 それではお答えをいたします。議員おっしゃられるとおりですね、やはり設計の段階で足場を組んで詳細に調査というのは、時間もかかりますし、経費もかかるというふうに考えております。以上でございます。

9番井上 終わります。

議長 そのほかに質疑ありますか。

4番中津川 先ほど質問で手を挙げさせていただいたんですけども、質問の内容が井上議員さんの2つ目の質問と全く同様でございますので、取下げさせていただきます。

議長 分かりました。そのほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声がありますので、質疑なしということでよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。では、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声です。討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第39号工事請負契約の変更について（令和4年度松田町立松田中学校校舎大規模改修工事（その1）（繰越明許））について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を

求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 それでは、日程第5「議案第40号令和5年度松田町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第40号令和5年度松田町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度松田町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月25日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、令和5年度松田町一般会計補正予算（第4号）について御説明をさせていただきます。資料のほうはですね、6ページ、7ページをお開きください。

3、歳出でございます。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、節につきましては工事請負費でございます。説明欄に記載のとおり、14、工事請負費として、健康福祉センター3階休憩室エアコン設置工事242万円を補正予算するものでございます。この工事につきましては、健康福祉センター開設以降ですね、27年にわたり利用してきたエアコンがですね、老朽化し、修繕等を行っていろいろきました。3階のですね、エアコンが故障をしている状況にあります。よってですね、この3階は浴場でもあり、利用者の多くが入浴後利用する休憩室でございます。これから寒い時期を迎えるためにもですね、室内の環境を整え、至急ですね、補正予算を行うものでございます。

そして次、款、項、目、予備費でございます。予備費につきましては、同額の242万円を減額し、総額3,082万4,000円とするものでございます。

続きまして、8ページでございます。8ページにこの3階休憩室エアコン設置工事の平面図を添付させていただきますので、後ほど御高覧をいただきたい

と思います。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 2 番 寺 嶋 エアコンの補正予算で設置なんですけど、3階の休憩室エアコン設置、エアコン自体はいつ壊れ…故障というのは、していたのでしょうか。それで、その間ですね、代用といたしますか、その今年夏は相当暑かったわけですけども、その対応ですね、エアコン使えなかったときに、暑さしのぎといたしますか、その環境の問題ではどのように対応したのかですね、お知らせをしていただきたいと思います。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。健康福祉センターの3階のですね、エアコンが壊れましたのは、10月に入ってからということで、夏の間についてはどうにか利用はできていたと。実際に空気を回すためにもサーキュレーターという形ですね、空間の空気のほうは回しておりましたので、そういうような形をとりながら利用していたんですけども、夏が終わった後にですね、ちょっと壊れてしまったというのが今回の補正の原因となります。よろしく願いします。

1 2 番 寺 嶋 故障した10月入ってからということでよろしいんですか。そうしますと、大体、今日は25日ですから、20日以上ね、その議案、補正予算上げるまでかかっているわけですが、その対応がね、やっぱりちょっと遅いんじゃないかなと思うんですけどもね。なぜそんな、20以上の期間を要しているのか。もっと早くできなかったのかということですね。

あと、ちょっと私の勘違いだか、たしか健康診査やる、定期健診といたしますか、健康診断やったときにね、たしかあれ、2階だったかな。エアコンが壊れているというので、相当暑かったんですけども、それは直接は関係なかったんでしょうか。ちょっとその辺もね、併せてお伺いをしたいと思います。

福 祉 課 長 お答えします。10月にということですけども、こちらにつきましては、気温のほうもですね、かなり涼しくなってきたということで、特にエアコンというのも使わなくても利用はできる状況になっておりました。当然、扇風機等は回しておりましたので、こちらのほうで適切な温度ということで利用させてい

ただいていたことになります。それとあと2階のものに関しましてはですね、確かにその時期的にはですね、少し暑いということでありましたけれども、その後、エアコン、こちらの修繕という形ですね、2階のほうは修繕をさせていただいて、ちょっとその健康診断の後になってしまったんですが、修繕させていただいて、今現在は通常どおり普通に動いているという状況です。以上です。

12番 寺 嶋 終わります。

町 長 終わるの。どうしてここまで2週間ぐらい時間をとったのかという、それが答えなんで、その前のことを

福祉課 長 申し訳ありませんでした。すみません。見積りを頂くということですね、議案を出すに当たって見積りを頂くということで、業者のほうにですね、中に入っていて、状況を確認してということですね、見積り上がってきて、またこちらのほうで中身を精査したという形がありましたので、ちょっと20日ばかり時間がかかってしまったというのが現状でございます。

12番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

10番 南 雲 以前、シニアクラブさんでこの休憩室を使って健康麻雀をやられていたということを知ってましたんですけども、この休憩室の利活用ということで、町のほうで何かお考えになっていることってございますでしょうか。

福祉課 長 休憩室の利用ということで、現在については利用についての打合せというかですね、問合せ、内容についての検討というのはまだやっていない状況ではあるんですが、ただ、今回エアコンを両サイドにつけたということもありますので、真ん中にですね、敷居がありますので、それをうまく使いながらですね、両方部屋を分けることですね、片方で、人数が少なければということもありますけれども、休憩室として使って、もう片方をシニアクラブの活動として使うことも可能ですので、その辺も踏まえてですね、ちょっと今後検討させていただきたいと思います。

10番 南 雲 この夏には生涯学習センターがクーリングシェルターで使われていたという

ことでね、そういった活用も考えられますし、また囲碁・将棋や男性の社会参加に結びつくような、何かそういったものをぜひ考えていていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上で終わります。

議 長 要望でよろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、ほかに質疑は。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切って討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第40号令和5年度松田町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で予定をしておりました日程の全てが終了いたしました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議ありがとうございました。

なお、大会議室におきまして午前9時50分より議会全員協議会を開催いたしますので、議員及び町長ほか補助説明者の方は御参集ください。

（9時35分）

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長 平野 由里子

署名議員 3 番 吉田 功

署名議員 4 番 中津川 定雄